

山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省策定）に掲げる「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、この市が行う地域クラブ活動の認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「認定地域クラブ活動」とは、山形市内の中学校に在籍する生徒を主な対象とする地域クラブ活動のうち、認定を受けた地域クラブ活動をいう。

（認定要件）

第3条 認定の要件及びその内容（以下「認定要件」という。）は、別表のとおりとする。

（認定の申請）

第4条 認定を受けようとする地域クラブの運営団体の代表者（以下「認定申請者」という。）は、認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書（別記様式第1号）、認定地域クラブ活動認定要件確認書（別記様式第2号）及び指導者誓約書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定の手続）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請内容の審査に当たっては、認定申請者から意見等を聴取し、又は認定申請者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、認定を行うこととしたときは、認定地域クラブ活動認定通知書（別記様式第4号）により当該認定申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、認定を行わないこととしたときは、認定地域クラブ活動不認定通知書（別記様式第5号）により当該認定申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 認定の有効期間は、最長で認定の効力の発生日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとし、その期間内において市長が定める期間とする。

(指導、助言等)

第7条 市長は、認定地域クラブ活動の運営団体（以下「認定団体」という。）から認定地域クラブ活動に係る定期的な報告を受けるとともに、必要に応じて意見等の聴取及び現地確認を行うことにより、認定地域クラブ活動の活動状況等を把握し、必要な指導、助言等を行うものとする。

(変更の届出)

第8条 認定団体は、第4条の規定により申請した内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、認定地域クラブ活動変更届出書（別記様式第6号）により速やかに市長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止又は廃止の届出)

第9条 認定団体は、認定地域クラブ活動を休止しようとするときは、速やかに認定地域クラブ活動休止届出書（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 認定団体は、認定地域クラブ活動を廃止しようとするときは、速やかに認定地域クラブ活動認定廃止申出書（別記様式第8号）により市長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 認定要件を満たさなくなったとき、又は第7条の規定による指導、助言等によっても活動状況等の改善を期待することができないとき。
- (3) 前条第2項の規定による申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定地域クラブ活動認定取消通知書（別記様式第9号）により、当該認定団体に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表（第3条関係）
山形市認定地域クラブ活動認定要件

事項	認定要件	内容
1 活動の目的・理念	学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加することができるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。	(1) 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。 (2) 山形市内の中学校に在籍する生徒を主な対象とした活動であり、営利目的やチーム力強化等の観点から広域に生徒を集めるものでないこと。 (3) 入団テスト等の選抜を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。 ^{※1} ただし、クラブの運営又は生徒の安全管理上の観点から、規約等により生徒の参加人数や募集対象地域等を設けて活動するクラブについては、この限りでない。
2 活動時間・休養日	適切な活動時間や休養日が設定されていること。	(1) 活動時間は、平日は1日おおむね2時間以内、休日は1日おおむね3時間以内とすること。 ^{※2} (2) 週2日以上休養日を設定すること。また、原則として土日のどちらかを休養日に設定すること。 (3) 年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時及び場所、休養日、大会参加日等）を策定し、公表していること。
3 参加費等	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。	地域クラブ活動の維持及び自立した運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
4 指導体制	適切な指導の実施体制が確保されていること。	(1) 地域クラブ活動において指導を行う人材（以下「指導者」という。）は、生徒に対する暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為が許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないこと。 (2) 指導者は、あらかじめ市長が指定する講習を受講すること。 ^{※3} (3) 指導を行う際は、持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、指導者又はその補助を行う人材等、複数の者が指導に携わること。
5 安全確保	適切な安全確保の体制が確保されていること。	(1) 山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和8年3月山形県教育委員会策定）を遵守し、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。 (2) 地域クラブ活動の運営団体において、あらかじめ事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。 (3) 保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。 (4) 生徒及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。
6 運営体制	適切な運営体制が確保されていること。	(1) 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。 ・団体の目的 ・役員（代表、副代表、会計及び監事）の選任・解任に関すること。 ・総会の運営など団体の意思決定に関すること。 ・会員の入退会、参加費等に関すること。 ・予算及び決算の審議並びに承認に関すること。 (2) 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。 (3) 営利を主たる目的とせずに運営されていること。 (4) 大会、コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。
7 学校等との連携	学校等との連携が適切に行われていること。	(1) 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と必要に応じて共有すること。 (2) 生徒の活動状況や活動実績等の情報について、生徒の在籍する中学校等と必要に応じて共有するとともに、適切に管理すること。その際は、生徒の在籍する中学校等と必要に応じて情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ること。 (3) 市が学校と連携して生徒、保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等の入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。 (4) 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教員等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 部活動の地域展開は、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加することができる環境を整備することを理念としていることを十分に踏まえて対応すること。

※2 上記の活動時間は、通常の練習の活動時間であり、大会、練習試合、合宿等における活動時間は、この限りでない。ただし、生徒の過度な負担とならないようにすること。

※3 指導者は、市長が指定する講習を受講した後に受講報告書を提出すること。

別記
様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

団体名

代表者氏名

認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書

認定地域クラブ活動の認定を受けたいので、次の事項を誓約の上、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 4 条の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び別紙に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出ます。
- 3 市長からの指導、助言等があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体の名称				
2	地域クラブ活動の名称				
3	代表者氏名				
4	住所又は所在地及び連絡先	〒 TEL : E-mail :			
5	活動種目				
6	指導者情報	氏名	年齢	保有資格	指導歴
7	参加者数	全体 名（うち中学生 名）			
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人			
9	募集対象区域（エリア）				
10	活動時間及び活動場所				
11	休日の中学校施設優先使用	【土日曜日】 希望する / 希望しない（○を付ける）			
			第一希望	第二希望	
		学校名	中学校		中学校
		希望施設	体育館・柔道場 剣道場・屋内その他 グラウンド テニスコート 音楽室・その他教室	体育館・柔道場 剣道場・屋内その他 グラウンド テニスコート 音楽室・その他教室	
		曜日	土曜日・日曜日		土曜日・日曜日
		時間帯	① ・ ② ・ ③		① ・ ② ・ ③
		※時間帯について ①9：00～12：00 ②12：00～15：00 ③15：00～18：00			
		【祝日】 希望する / 希望しない（○を付ける）			
12	参加費、保険料その他 受益者負担	休日のみの活動 ・ 平日を含んだ活動 参加費： 円／月又は年額 円 保険料： 円／年 その他： 円／年			

13	添付書類	(1) 団体の規約又は会則等 (2) 地域クラブ活動の活動計画書 (3) 地域クラブ活動に係る収支計画書			
14	参加者内訳	No.	学校名	学年	人数

様式第2号（第4条関係）

認定地域クラブ活動認定要件確認書

- 1 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加することができるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
 - ☐ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
 - ☐ 山形市内の中学校に在籍する生徒を主な対象とした活動であり、営利目的やチーム力強化等の観点から広域に生徒を集めるものでないこと。
 - ☐ 入団テスト等の選抜を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。ただし、クラブの運営又は生徒の安全管理上の観点から、規約等により生徒の参加人数や募集対象地域等を設けて活動するクラブについては、この限りでない。
- 2 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
 - ☐ 活動時間は、平日は1日おおむね2時間以内、休日は1日おおむね3時間以内とすること。
 - ☐ 週2日以上休養日を設定すること。また、原則として土日のどちらかを休養日に設定すること。
 - ☐ 年間の活動計画（活動日及び休養日、参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時及び場所、休養日、大会参加日等）を策定し、公表していること。
- 3 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
 - ☐ 地域クラブ活動の維持及び自立した運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
- 4 適切な指導の実施体制が確保されていること。
 - ☐ 地域クラブ活動において指導を行う人材（以下「指導者」という。）は、生徒に対する暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為が許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないこと。
 - ☐ 指導者は、あらかじめ市長が指定する講習を受講すること。
 - ☐ 指導を行う際は、持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、指導者又はその補助を行う人材等、複数の者が指導に携わること。
- 5 適切な安全確保の体制が確保されていること。
 - ☐ 山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和8年3月山形県教育委員会策定）を遵守し、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
 - ☐ 地域クラブ活動の運営団体において、あらかじめ事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。

- ☐ 保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- ☐ 生徒及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

6 適切な運営体制が確保されていること。

- ☐ 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営を行うこと。
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計及び監事）の選任・解任に関すること。
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・予算及び決算の審議並びに承認に関すること。
- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営されていること。
- ☐ 大会、コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

7 学校等との連携が適切に行われていること。

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と必要に応じて共有すること。
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等の情報について、生徒の在籍する中学校等と必要に応じて共有するとともに、適切に管理すること。
その際は、生徒の在籍する中学校等と必要に応じて情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ること。
- ☐ 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等の入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教員等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

（宛先）山形市長

団体名

代表者氏名

様式第3号（第4条関係）

指導者誓約書

私は、認定地域クラブ活動において指導を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 関係法令、団体の規約及び運営方針並びに国、県及び山形市が示すガイドライン等の趣旨を理解し、これを遵守します。
- 生徒の生命及び心身の安全を最優先に指導を行い、事故の防止に努めるとともに、事故等が発生した場合には、団体が定める諸規定に基づき誠実に対応します。
- 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。
- 活動を通じて知り得た個人情報を適切に管理し、目的外利用及び第三者への漏えいを行いません。
- 本誓約に違反した場合は、各競技団体等の連盟又は協会及び山形市の指導等を受けることに異議はありません。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定地域クラブ活動の認定について、下記のとおり認定することとしましたので、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 認定地域クラブ活動の名称

2 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 留意事項

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定地域クラブ活動の認定について、下記のとおり認定しないこととしましたので、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 5 条第 4 項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

団体名

代表者氏名

認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定地域クラブ活動について、下記のとおり認定に係る事項に変更が生じたので、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更内容 (新)
(旧)
- 5 変更の理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

団体名

代表者氏名

認定地域クラブ活動休止届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定地域クラブ活動について、下記のとおり活動を休止するので、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間
- 3 活動休止の理由

年 月 日

（宛先）山形市長

団体名

代表者氏名

認定地域クラブ活動認定廃止申出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定地域クラブ活動について、下記のとおり活動を廃止するので、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により認定地域クラブ活動の認定の廃止を申し出ます。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 認定廃止予定日
- 3 認定廃止の理由

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した認定地域クラブ活動について、下記のとおり認定を取り消しましたので、山形市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消日
- 3 認定取消しの理由